（令第二十条の三第三号イの防災庁令で定める技術的基準）

第一条の五　令第二十条の三第三号イの防災庁令で定める技術的基準は、地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであることとする。

（令第二十条の四の防災庁令で定める異常な現象の種類）

第一条の六　令第二十条の四の防災庁令で定める異常な現象の種類は、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水及び火砕流、溶岩流、噴石その他噴火に伴い発生する火山現象とする。

（令第二十条の六第五号の防災庁令で定める基準）

第一条の九　令第二十条の六第五号の防災庁令で定める基準は、次のとおりとする。

［一～三　略］

（令第二十三条の防災庁令で定める管区海上保安本部の事務所）

第二条の二　［略］

（法第六十一条の四第四項の防災庁令で定める者等）

第二条の三　法第六十一条の四第四項の防災庁令で定める者は、同項の要避難者を受け入れるべき避難場所を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者とする。

2　法第六十一条の四第六項の防災庁令で定める者は、同項の協議元市町村長の統轄する市町村の区域において協議元市町村長が同項の通知を受けた時に現に要避難者を受け入れている避難場所を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他協議元市町村長が必要と認める者とする。

3　第一項の規定は、法第六十一条の五第六項及び第六十一条の六第五項の防災庁令で定める者について準用する。この場合において、第一項中「協議先市町村長」とあるのは、「都道府県外協議先市町村長」と読み替えるものとする。

4　第二項の規定は、法第六十一条の五第十項及び第六十一条の六第七項の防災庁令で定める者について準用する。

（令第二十四条の防災庁令で定める管区海上保安本部の事務所）

第二条の四　［略］

（令第二十四条の防災庁令で定める部隊等の長）

第三条　令第二十四条の自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八条に規定する部隊等の長は、次に掲げる者とする。

［一～三　略］

四　駐屯地司令の職にある自衛隊法第八条に規定する部隊等（第十三号において「部隊等」という。）の長

［五～十三　略］

（法第六十四条第九項の防災庁令で定める部隊等の長）

第四条　［略］

（令第二十条の三第三号イの内閣府令で定める技術的基準）

第一条の五　令第二十条の三第三号イの内閣府令で定める技術的基準は、地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであることとする。

（令第二十条の四の内閣府令で定める異常な現象の種類）

第一条の六　令第二十条の四の内閣府令で定める異常な現象の種類は、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水及び火砕流、溶岩流、噴石その他噴火に伴い発生する火山現象とする。

（令第二十条の六の内閣府令で定める基準）

第一条の九　令第二十条の六の内閣府令で定める基準は、次のとおりとする。

［一～三　同上］

（令第二十三条の内閣府令で定める管区海上保安本部の事務所）

第二条の二　［同上］

（法第六十一条の四第四項の内閣府令で定める者等）

第二条の三　法第六十一条の四第四項の内閣府令で定める者は、同項の要避難者を受け入れるべき避難場所を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者とする。

2　法第六十一条の四第六項の内閣府令で定める者は、同項の協議元市町村長の統轄する市町村の区域において協議元市町村長が同項の通知を受けた時に現に要避難者を受け入れている避難場所を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他協議元市町村長が必要と認める者とする。

3　第一項の規定は、法第六十一条の五第六項及び第六十一条の六第五項の内閣府令で定める者について準用する。この場合において、第一項中「協議先市町村長」とあるのは、「都道府県外協議先市町村長」と読み替えるものとする。

4　第二項の規定は、法第六十一条の五第十項及び第六十一条の六第七項の内閣府令で定める者について準用する。

（令第二十四条の内閣府令で定める管区海上保安本部の事務所）

第二条の四　［同上］

（令第二十四条の内閣府令で定める部隊等の長）

第三条　令第二十四条の自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八条に規定する部隊等の長は、次に掲げる者とする。

［一～三　同上］

四　駐屯地司令の職にある自衛隊法第八条に規定する部隊等（第十二号において「部隊等」という。）の長

［五～十三　同上］

（法第六十四条第九項の内閣府令で定める部隊等の長）

第四条　［同上］